

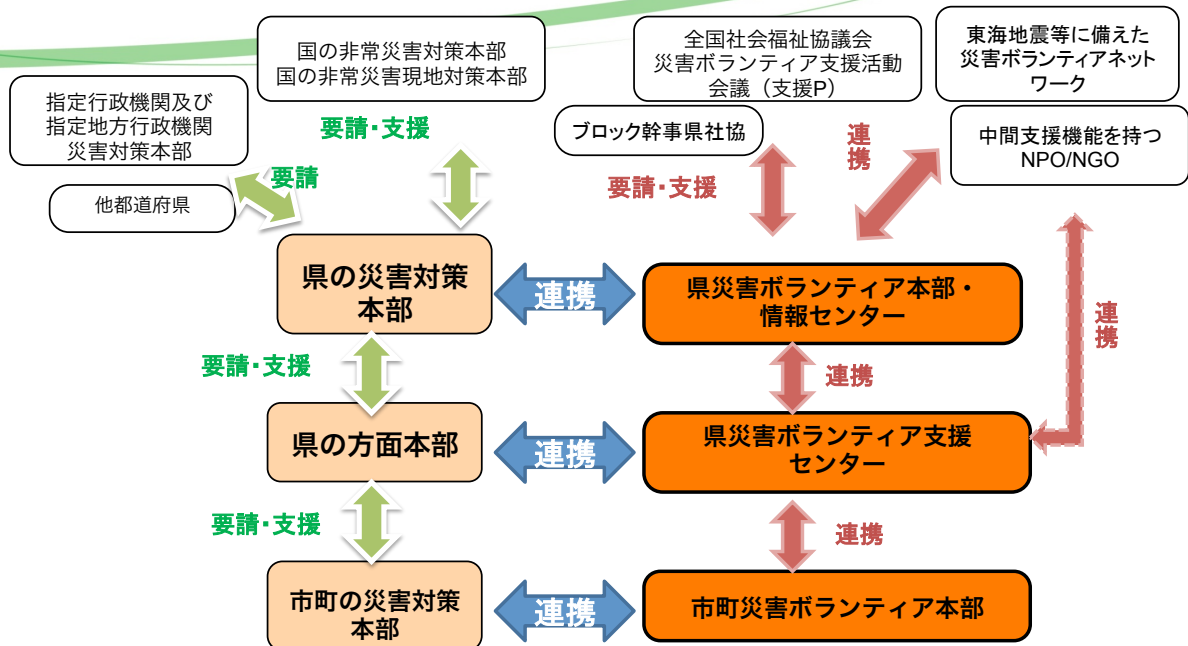
静岡県における災害ボランティア支援体制について

平成26年3月1日

静岡県社会福祉協議会

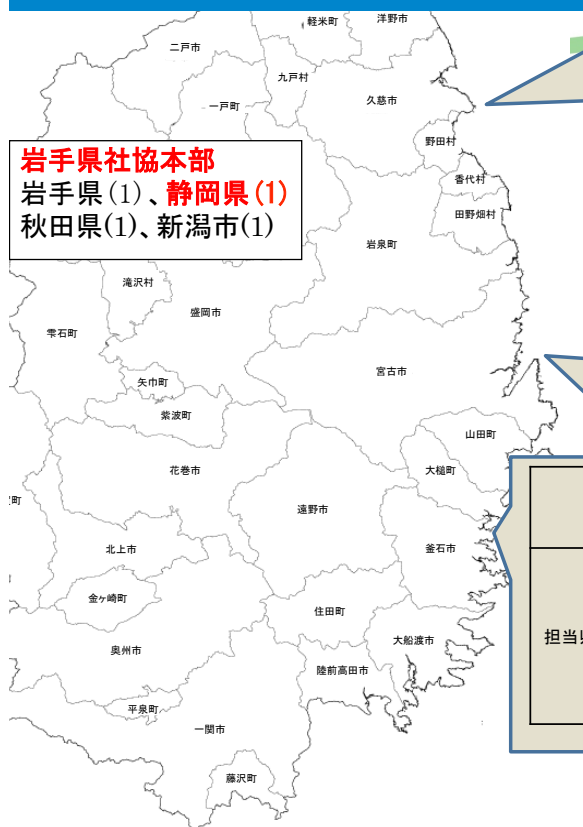
地域福祉部

大規模災害発生時の災害ボランティアの体制(大震災前)



東日本大震災に係る社会福祉協議会の岩手県支援体制

平成23年5月末時点 ※ピーク時



岩手県社協本部
 岩手県(1)、静岡県(1)
 秋田県(1)、新潟市(1)

	バックヤード	支援先市町村社協
	久慈市	野田村
担当県	青森県(2) 岩手県(2~4)	

	バックヤード	支援先市町村社協	
	宮古市	宮古市	山田町
担当県	北海道(7) 静岡県(3) 岩手県(巡回)		静岡県(6) 長野県(2)

	バックヤード	支援先市町村社協			
		大槌町	大船渡市	釜石市	陸前高田市
担当県	—	三重県(3) 岐阜県(4) 名古屋市(3) 長野県(2) 岩手県(1)	愛知県(4) 秋田県(3) 岩手県(1)	神奈川県・山梨県(8~10) 岩手県(1)	新潟県(3) 福井県(4) 富山県・石川県(3) 岩手県(2)

提言までの経緯

- 東日本大震災での支援活動を踏まえて、県社協内に「災害支援活動あり方検討会」を設置した。(ブロック派遣を踏まえた社協体制の検討)
- その中で、「県災害ボランティア支援センター」に対する意見が多数出された。
- 意見をまとめると次のとおり

「静岡県地域防災計画」と「災害時のボランティア受け入れ手続き」の比較

項目	「静岡県地域防災計画」	「災害時のボランティア受け入れ手続き」
① 時期	県が災害対策本部の「方面本部」を設置した場合	方面本部の設置と同時に設置
② 場所	あらかじめ定めた施設	県内4カ所にある方面本部ごとに設置(必要に応じて8カ所)
③ 担い手	災害ボランティアコーディネーター等	災害ボランティアコーディネーター、県内外のボランティア など
④ 役割	①ボランティア活動の申出者に対する情報の提供 ②参加要請及びボランティアの受付 ③活動場所のあっせん及び配置調整等	①市町災害ボランティア本部のサポート ②被災地外との連絡調整窓口 ③県災害ボランティア本部の臨時代替拠点 ※ボランティアの受入活動拠点ではない

※「災害時のボランティア受け入れ手続き」は県危機管理部、県ボランティア協会、県社協が平成22年4月に発行したもの

「県災害ボランティア支援センター」に対する課題提起

(1) 運営に係る組織体制が不明確

⇒県が養成した災害ボランティアコーディネーターは、「市町災害ボランティア本部」運営の主要な担い手であり、「支援センター」の運営に係る組織体制が不明確である。

(2) 設置ありきの規定は非現実的

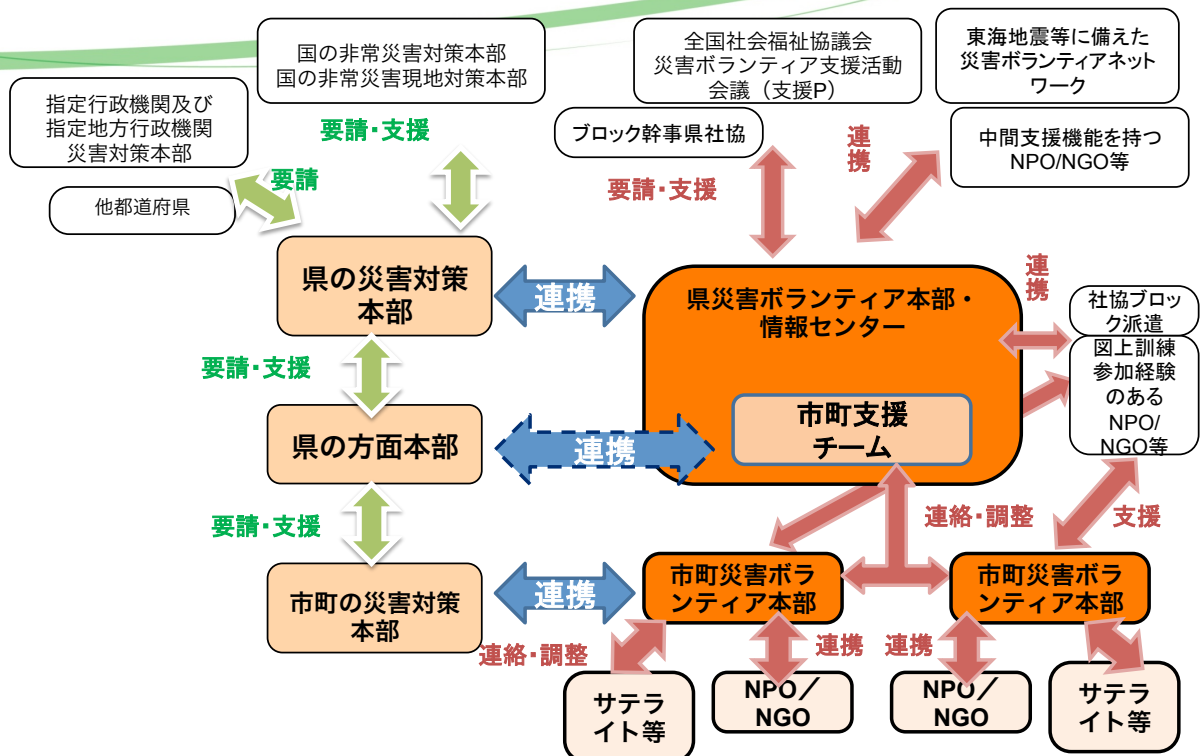
⇒「支援センター」等の後方支援拠点は、被災状況及び「市町災害ボランティア本部」の設置状況により設置するものであり、「設置ありき」の規定は現実的ではない。

「県災害ボランティア支援センター」に対する課題提起

(3) 「静岡県地域防災計画」と「災害時のボランティア受け入れ手引き」との非整合

⇒ 「支援センター」の役割について、「静岡県地域防災計画」と「災害時のボランティア受け入れ手引き」の整合が取れていない。また、ボランティアの需給調整は、「市町災害ボランティア本部」が主体的に担うものである。

大規模災害発生時の災害ボランティアの体制（見直し後）



静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

県内に1ヶ所設置され、県内全域を対象にボランティア活動の支援を行う広域拠点

(1) 県本部・情報センターの役割

① 県内全域にわたる災害ボランティア関連情報の収集及び発信

・全体像を把握し、被災地の外に向けて、ボランティア受け入れ体制やボランティア活動支援金の呼び掛けなどの全体情報を発信

静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

② 調整

応援要請など県内外の関係各方面との連絡調整や、県災害対策本部との連絡調整

③ 各支援団体間の連携促進

県内外からの団体による支援が県内全体として効果的に行われるよう、団体間の連携を促進

④ 県域の対外窓口

県域の災害ボランティア本部として、マスコミや行政、県内外の支援団体などとの総合窓口

静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

⑤市町支援チームの派遣

市町災害ボランティア本部が円滑に機能するよう、市町災害ボランティア本部と県本部・情報センターや県内外の支援団体などとの間の連絡調整役を担う、

市町支援チームを派遣し後方支援

静岡県災害ボランティア本部・情報センターとは

(2)県本部・情報センターの組織・運営

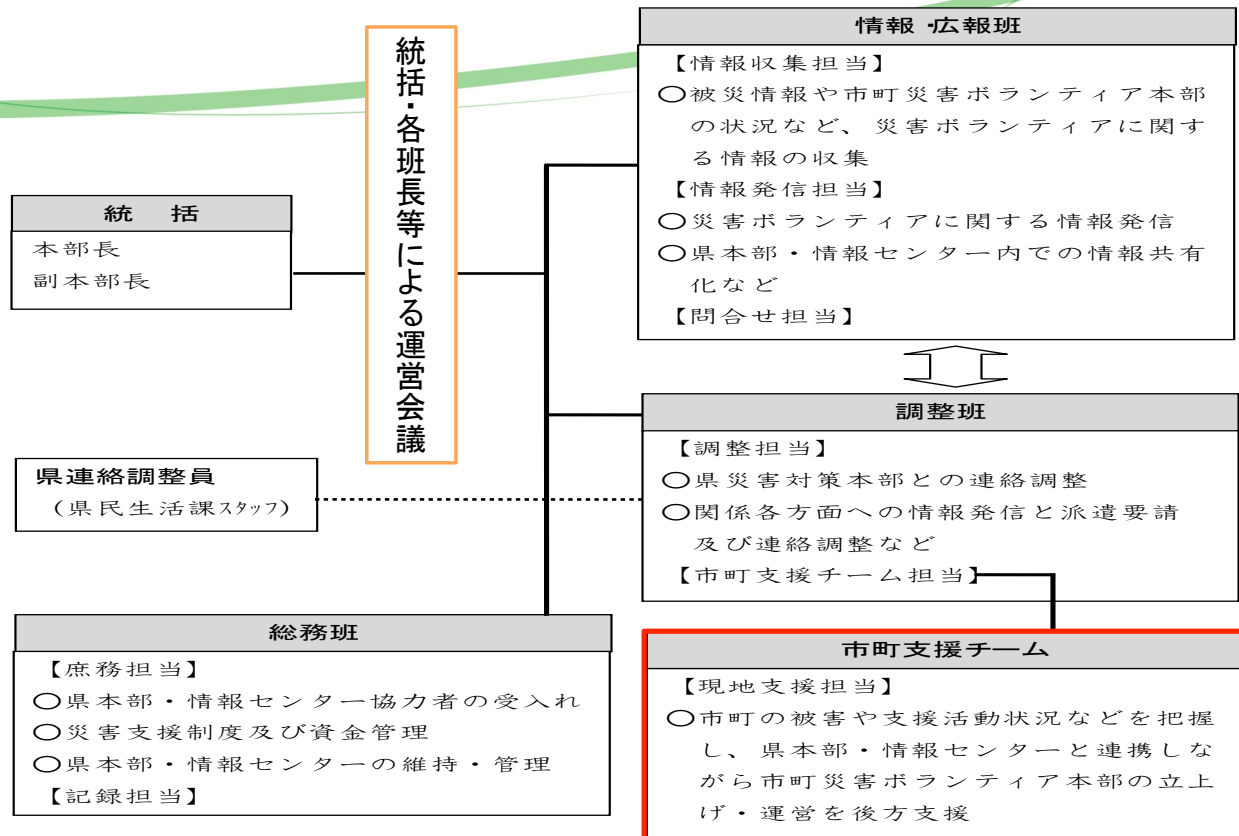
①設置

県が、県社会福祉協議会・県ボランティア協会と連携し、静岡県総合社会福祉会館2階に設置

②運営

県社会福祉協議会職員・県ボランティア協会職員・県内外の支援団体職員やボランティアコーディネーターなどが運営

「県本部・情報センター」組織図



市町支援チームとは

市町支援チームとは、市町災害ボランティア本部を巡回し、その活動を支援するために設けられる、県本部・情報センターの組織の一部

(1) 市町支援チームの主な役割

- ①市町災害ボランティア本部と県本部・情報センターとの連絡調整
- ②市町災害ボランティア本部立上げ・運営状況についての情報収集と発信

市町支援チームとは

- ③市町災害ボランティア本部のニーズの把握と関係機関への支援要請
- ④市町災害ボランティア本部立上げ・運営に必要な支援要員の派遣や資機材・物資の提供等についての、関係機関への要請と近隣市町間の需給調整
- ⑤広域(複数市町など)で支援活動を行う支援団体の情報の収集及び発信

市町支援チームとは

- ⑥市町単位での支援団体等による連絡会の開催提案及び支援
- ⑦複数の近隣市町単位での市町災害ボランティア本部や支援団体等による連絡会の開催及び運営支援

市町支援チームとは

(2) 市町支援チームの構成

1チーム2人以上の複数人で構成することを原則として、次の者を中心に県本部・情報センターが編成

- ・ 静岡県社会福祉協議会職員及び静岡県ボランティア協会職員
- ・ 都道府県・指定都市社会福祉協議会ブロック派遣職員
- ・ 県外の災害ボランティアコーディネーター(支援P、NPO、NGO等)

市町支援チームとは

(2) 市町支援チームの構成

〈被災状況に応じて、協力が可能な場合〉

- ・ 県内の市町社協職員・県内の災害ボランティアコーディネーター
- ・ 県内外の企業及び各種団体(青年会議所等)

市町支援チームとは

(3) 市町支援チームの運営

1チームの担当区域は、チームを構成する人員の集まり具合や各地の被災・復旧状況を踏まえ、担当区域の想定表に基づき県本部・情報センターが設定し、状況の変化に応じて柔軟に変更

市町支援チームは巡回するにあたって、必要により、県が予め選定した施設・場所などに宿営地を設置

静岡県災害ボランティア本部「市町支援チーム」担当区域想定表

概ね災害初期 または災害後期		人員の集まり具合や被災・復旧状況に応じて担当区分を変更する				概ね 災害中期		県地域 危機管理 局		
一次地域	熱海市 伊東市 東伊豆町 河津町 下田市 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	二次地域	熱海市 伊東市 東伊豆町 河津町 下田市 南伊豆町 松崎町 西伊豆町		三次地域	熱海市 伊東市 東伊豆町 河津町 下田市		東部		
	一次地域		伊豆市 伊豆の国市 函南町 三島市 清水町 長泉町 沼津市 御殿場市 裾野市 小山町 富士宮市 富士市	二次地域		伊豆市 伊豆の国市	三次地域	函南町 三島市 清水町 長泉町 沼津市	四次地域	函南町 三島市 清水町 長泉町 沼津市
一次地域		静岡市 焼津市 藤枝市 吉田町 牧之原市 島田市 川根本町	二次地域		静岡市 焼津市 藤枝市 吉田町 牧之原市 島田市 川根本町	三次地域		静岡市 焼津市 藤枝市 吉田町 牧之原市 島田市 川根本町		中部
		一次地域			御前崎市 掛川市 菊川市 袋井市 森町 磐田市 浜松市 湖西市			二次地域		御前崎市 掛川市 菊川市 袋井市 森町 磐田市 浜松市 湖西市

東海地震を想定した関東ブロック配置図案

